

液化石油ガス設備士免状返納届出書

年 月 日

北海道知事様

届出者 住 所 _____

(ふりがな)
氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日

(免状所有者との続柄： _____)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項の規定により交付を受けた次の液化石油ガス設備士免状は、今後、使用することができないので返納します。

記

1 免 状 交 付 番 号： _____ 第 号

2 免 状 交 付 年 月 日： _____ 年 月 日

3 免 状 所 有 者 の 氏 名： _____ (本人以外の届出の場合に記載)

4 使用することができない理由： _____ (本人以外の届出の場合に記載)

5 返納する免状(該当する事項にレを入れてください。)

返納する免状は別添のとおりです。

返納に係る免状は紛失したため、発見した場合は直ちに返納します。

(記載方法)

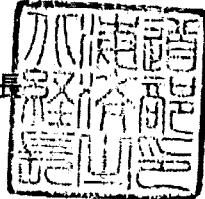
- 1 届出者が本人の場合、「押印」は不要です。
- 2 届出者が本人の場合は、「生年月日」を記載してください。
- 3 届出者が本人の場合は、「免状所有者との続柄」の項に「本人」と記載してください。

資源第 516 号

平成13年11月2日

社団法人北海道エルピーガス協会長 様

北海道経済部長



液化石油ガス設備士免状に係る自主返納の取り扱いについて
のことについて、別添のとおり自主返納の取り扱いを定めましたのでお知らせします。
なお、当該自主返納の取り扱いについて、貴協会会員事業者等へも周知くださるようよろしくお願
いします。

(資源エネルギー課保安係)

液化石油ガス設備士免状に係る自主返納の取り扱いについて

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第38条の4第1項の規定に基づき液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者が、高齢や病気等の理由により液化石油ガス設備工事を行わない場合、法律による定期講習の義務づけから、意図せず法令を犯してしまう状況をさけるため、国の通知等を参考に、北海道知事が交付した免状の自主返納等に係る事務処理について、次のとおり定めることとする。

1 免状の自主返納に係る事務の所管について

免状の自主返納に係る所管は、当面、免状を交付した支庁とし、国又は本庁が交付した免状に係る自主返納にあっては、申請者の居住地を管轄する支庁が所管することとする。

※他支庁が交付した免状に係る返納届の提出があった場合、その提出を受けた支庁が收受し、免状交付支庁に送付するものとする。（返納に係る場合のみの取り扱いである。）

※免状紛失により免状交付者や免状交付番号が不明である返納届の提出があった場合、届出者に免状交付時期、設備士試験受検（又は講習受講）時期、交付を受けた時点の居住地について、できるだけ詳細に確認するとともに、届出書写しに確認内容を記載のうえ本庁にFAXで報告すること。その報告を受け、本庁において全支庁へ照会し確認する。

2 自主返納の対象者

液化石油ガス法第38条の4第1項の規定により、北海道知事から液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者等のうち、自主返納をしようとする者

3 自主返納の具体的方法

(1) 必要書類

- | | |
|--------------------------|----|
| ①液化石油ガス設備士免状返納届出書（別記様式1） | 1通 |
| ②交付された設備士免状（紛失の場合を除く） | 1通 |

(2) 返納された設備士免状の処理等

提出のあった返納届出の受理の決裁後、受理した液化石油ガス設備士免状は、速やかに細断により廃棄する。

(3) 免状交付台帳等への記入

①返納届出のあった設備士に係る免状交付台帳の「再交付または書換え年月日」欄に「自主返納」（朱書き）と記載すると同時に「返納年月日（届出の受理年月日）」を記入する。

※交付台帳への記入例 「免状自主返納 平成〇年〇月〇日」～見本1のとおり

②別記様式2による「液化石油ガス設備士免状自主返納名簿」に記入する。

4 返納後の免状交付

(1) 免状交付申請の所管等

液化石油ガス設備士免状を「自主返納」した者が、その後、設備工事に従事することとなつた等の理由により、液化石油ガス設備士免状が必要となる場合は、「免状交付申請書（規則様式第51）」を提出させ交付することとなり、この場合は、新たな免状交付番号及び交付年月日とする。また、当該申請に係る所管は、現在の申請者の居住地を管轄する支庁とする。

(2) 免状交付申請に係る事務処理方法

新規交付同様の事務処理となるが、この場合、免状交付申請書（規則様式第51）中の「4 液化石油ガス設備士免状を受ける資格」への記載は、「自主返納を行った設備士免状が必要になったため」とする。また、必要書類中の合格通知書写し（又は講習修了証写し）は不要とし、従前交付した免状交付台帳により交付を受ける要件に該当している者であることを確認する。この場合、従前自主返納届を受理した支庁が他支庁である場合は、本庁に免状交付申請書写しをFAXにより提出し、本庁が全支庁に確認後、該当支庁から申請者本人の免状交付台帳写しの提出を受け、これにより申請を受理した支庁が「設備士免状を受ける資格者」であることの確認を行うこととする。

(3) 台帳等の作成

①免状交付台帳の作成の他、「液化石油ガス設備士免状自主返納名簿（別記様式2）」の申請者が記載されている欄の備考欄に免状を交付した旨記入する。

※別記様式2の備考欄への記入例 「免状交付 平成〇年〇月〇日」

②なお、「自主返納届」を処理した支庁と自主返納した者に対し免状交付をした支庁が相違する場合は、「自主返納届」を処理した支庁に交付台帳の写しをFAXにより提出し、その提出を受けた支庁は、「液化石油ガス設備士免状自主返納名簿（別記様式2）」の申請者の記載されている欄の備考欄に免状を交付した旨記入することとする。

※別記様式2の備考欄への記入例 「〇〇支庁 免状交付 平成〇年〇月〇日」

※免状の自主返納を受けた場合であっても免状交付を受ける資格（試験合格者又は講習修了者であることの資格）は維持されることから、自主返納後に設備士免状が必要になったときは、新規に免状交付申請を行うことにより設備士免状の交付を受けることができる。